

令和2年9月1日

お客様各位

長崎市出島町12番20号
長崎タクシー共同集金株式会社
代表取締役 四元 永生

長崎タクシー共同集金発行プリペイドカード

(前払式支払手段) 払戻しのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

弊社は、資金決済法に基づく前払式支払手段として、お客様に「プリペイドカード」をご利用いただくため、前受金をお預かりしておりましたが、今般、プリペイドカードの取り扱いを令和2年8月31日(月)に終了させていただきました。因って、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、未使用前払式支払手段の残高をお客さまへ払戻し致しますので、払戻しの期間内にお申出下さい。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
長崎タクシー共同集金株式会社
2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
長崎タクシー共同集金 プリペイドカード
3. 払戻しの期間
令和2年9月1日(火)から令和2年11月30日(月)
平日：午前9時～午後5時、土曜日：午前9時～正午
※標記期間にお申し出頂けない場合には、本払戻し手続きから除斥されます。
4. 払戻しの金額
プリペイド残高総額を現金で払戻し致します。
5. 払戻しの方法
払戻期間内に下記「窓口」へ
 - (1) 対象のプリペイドカード現物をご持参のうえ、「プリペイドカード払戻依頼書」に必要事項を記入していただきます。
 - (2) ご本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
プリペイドカード残高及び本人確認の上、弊社窓口にて現金で払戻しいたします。
 - (3) なお、郵送による払戻しが必要な場合には別途ご相談ください。
6. 本件に関するお問い合わせ窓口及びプリペイドカード払戻窓口
〒850-0862 長崎市出島町12番20号
長崎タクシー共同集金株式会社 総務・経理課
TEL 095-825-4191

以上